

令和6年度 公文書開示状況（令和6年7月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1	2	3	4	5	6	7	8	9	不 開 示 理 由 等	所 管 局 部 課 等
										号	号	号	号	号	号	号	号			
18	R6. 7. 1	R6. 7. 12	理容所台帳及び美容所台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年6月1日から令和6年6月30日までに、開設を許可又は確認している施設（ただし、廃止を除く。）の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤営業者所在地、⑥営業者電話番号、⑦法人代表者氏名、⑧確認年月日及び⑨確認番号（ただし、⑤⑥及び⑦は営業者が法人の場合に限る。））		1															保健医療局保健政策部保健政策課
19	R6. 7. 1	R6. 7. 12	食品関係営業台帳（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市（多摩府中保健所）及び西東京市（多摩小平保健所）。）（令和6年6月1日から令和6年6月30日までに新規に営業の許可を受けた施設（ただし、法改正に伴い改めて許可を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、露店及び廃業は除く。）に係る①屋号、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤許可年月日、⑥法人代表者名、⑦法人所在地及び⑧法人電話番号（ただし、⑥、⑦及び⑧は申請者が法人の場合のみ。））		1															保健医療局保健政策部保健政策課
20	R6. 7. 1	R6. 7. 12	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（国分寺市（多摩立川保健所）、三鷹市、武蔵野市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所）。）（令和6年6月1日から令和6年6月30日までに新規に開設届を受理した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名及び⑤開設届出年月日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
21	R6. 7. 1	R6. 7. 12	薬局台帳（三鷹市（多摩府中保健所）及び西東京市（多摩小平保健所）。）（令和6年6月1日から令和6年6月30日までに新規に開設の許可を受けた施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名及び⑤許可年月日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
22	R6. 7. 1	R6. 7. 12	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（国分寺市（多摩立川保健）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所）。）（令和6年6月1日から令和6年6月30日までに新規に開設を確認した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤確認年月日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
23	R6. 7. 1	R6. 7. 12	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年6月1日から同月30日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんばら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業員も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦初回許可年月日又は初回届出年月日、⑧有効期間開始期及び⑨許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
24	R6. 7. 1	R6. 7. 12	施術所（あはき・柔整）台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年6月1日から令和6年6月30日までに開設の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④開設者名、（法人の場合は、⑤法人電話番号。）、⑥開設届出日及び⑦開設年月日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
25	R6. 7. 1	R6. 7. 12	施術所（あはき・柔整）台帳（多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年6月1日から令和6年6月30日までに廃止の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、（法人の場合は、⑤法人電話番号。）、⑥廃止届出年月日及び⑦廃止年月日に限る。）																	保健医療局保健政策部保健政策課
26	R6. 7. 2	R6. 7. 16	理容所台帳、美容所台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年6月1日から令和6年6月30日までに開設を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥確認年月日及び⑦確認番号（ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
27	R6. 7. 2	R6. 7. 16	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年6月1日から令和6年6月30日までに廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥廃止届出年月日及び⑦確認番号（ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）																	保健医療局保健政策部保健政策課
28	R6. 7. 2	R6. 7. 16	食品関係営業台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市（多摩小平保健所）。）（令和6年5月14日から令和6年7月1日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けたことにより廃業処理を行った施設は除く。）に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④申請者氏名、⑤初回許可年月日又は届出年月日、⑥営業の種類（大・小）、⑦法人代表者名、⑧法人所在地、⑨法人電話番号（ただし、⑦、⑧及び⑨は申請者が法人の場合のみ。）及び⑩許可番号又は届出番号に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
29	R6. 7. 2	R6. 7. 16	診療所台帳、歯科診療所台帳（立川市、東大和市（多摩立川保健所）、調布市、府中市（多摩府中保健所）、小平市（多摩小平保健所）。）（令和6年5月14日から令和6年7月1日までに新規に開設届を受理した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤開設届出年月日及び⑥法人所在地（ただし、⑥は開設者が法人の場合のみ。）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
30	R6. 7. 2	R6. 7. 16	施術所台帳（立川市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市（多摩小平保健所）。）（令和6年5月14日から令和6年7月1日までに新規に開設届を受理した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤開設届出年月日及び⑥業務の種類（あ・は・き・柔の別）に限る。）																	保健医療局保健政策部保健政策課
31	R6. 7. 2	R6. 7. 16	薬局台帳（立川市、東大和市（多摩立川保健所）、府中市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、清瀬市（多摩小平保健所）。）（令和6年5月14日から令和6年7月1日までに新規に開設を許可した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日及び⑥開設者所在地（ただし、⑥は開設者が法人の場合のみ）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
32	R6. 7. 4	R6. 7. 18	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（立川市、国立市、東大和市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、東久留米市（多摩小平保健所）。）（令和6年5月14日から令和6年7月2日までに新規に開設を確認した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤確認年月日、⑥代表者名、⑦営業者所在地、⑧営業者電話番号及び⑨営業形態（ただし、⑥、⑦及び⑧については営業者が法人の場合のみ。⑨はクリーニング所台帳のみ。）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
33	R6. 7. 4	R6. 7. 18	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和6年7月2日現在、開設の届出を受けている施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日及び⑥開設届出年月日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
34	R6. 7. 2	R6. 7. 16	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年7月2日現在、開設の許可を受けている施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤新規許可年月日及び⑥許可年月日（有効期間開始期）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
35	R6. 7. 9	R6. 7. 23	施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年6月1日から令和6年6月30日までに新規に開設の届出を受けた施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名（法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人電話番号）。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
36	R6. 7. 4	R6. 7. 18	理容所台帳及び美容所台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年6月1日から令和6年6月30日までに新規に営業を確認した施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名（法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人代表者名、⑦法人電話番号）。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
37	R6. 7. 9	R6. 7. 23	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年3月1日から令和6年5月31日までに新規に開設の届出を受けている施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名（法人の場合は法人名）、⑤法人所在地、⑥法人電話番号、⑦開設年月日及び⑧診療科目に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
38	R6. 7. 9	R6. 7. 23	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年3月1日から令和6年5月31日までに、新規に営業を確認した施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名（法人の場合は法人名）、⑤法人所在地、⑥法人電話番号及び⑦確認年月日に限る。ただし、上記期間内に該当施設が存在した場合に限る。）																	保健医療局保健政策部保健政策課
39	R6. 7. 9	R6. 7. 23	旅館施設台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所及び島しょ管内保健所）（令和6年3月1日から令和6年5月31日までに、新規に営業の許可を受けた施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名（法人の場合は法人名）、⑤法人所在地、⑥法人電話番号及び⑦許可年月日に限る。ただし、上記期間内に該当施設が存在した場合に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
40	R6. 7. 10	R6. 7. 24	旅館施設台帳、クリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所）（令和6年1月1日から令和6年6月30日までに、開設を許可又は確認している施設（ただし、廃止を除く。）の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤営業者所在地、⑥営業者電話番号、⑦法人代表者氏名、⑧許可年月日または確認年月日、⑨許可番号または確認番号及び⑩営業形態（ただし、⑤⑥及び⑦は営業者が法人の場合に限る。））		1															保健医療局保健政策部保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
37	R6. 7. 11	R6. 7. 25	食品営業許可台帳（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和6年3月6日から令和6年7月10日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設及び廃業は除く。）に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④申請者氏名、⑤初回許可年月日又は初回届出年月日、⑥営業の種類（大・小）、⑦法人代表者名、⑧法人所在地、⑨法人電話番号（ただし、③は自動販売機、移動販売、自動車販売、行商は除く。⑦、⑧及び⑨は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
38	R6. 7. 11	R6. 7. 25	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和6年3月6日から令和6年7月10日までに新規に開設届を受理した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤届出年月日、⑥業務の種類（あ・は・き・柔の別）、⑦法人代表者名、⑧法人所在地及び⑨法人電話番号（ただし、⑥は施術所台帳のみ、⑦、⑧及び⑨は開設者が法人の場合のみ。）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
39	R6. 7. 11	R6. 7. 25	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和6年3月6日から令和6年7月10日までに新規に開設を確認した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤確認年月日、⑥営業の種類、⑦法人代表者名、⑧法人所在地、⑨法人電話番号及び⑩営業形態（ただし、⑦、⑧及び⑨は営業者が法人の場合のみ、⑩はクリーニング所台帳のみ。）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
40	R6. 7. 11	R6. 7. 25	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所において令和6年7月15日現在、開設の届出を受けている施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④開設届出年月日及び開設年月日、⑤診療科目及び⑥施設電話番号に限る。） 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和6年4月15日から令和6年7月15日までに、新規に休止・廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④開設年月日、⑤診療科目及び⑥休止・廃止届出日及び休止・廃止日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課
41	R6. 7. 25	R6. 7. 31	歯科診療所台帳（調布市内のみ）（令和6年7月22日現在のもの（ただし、廃止を除く。）のうち、1. 施設名称 2. 施設所在地 3. 施設電話番号 4. 施設開設者 5. 開設者住所（医療法人のみ））		1															保健医療局多摩府中保健所市町村連携課
42	R6. 6. 12	R6. 7. 12	①2024/4/22から6/12までの間、〇〇病院で請求者が関係する医療過誤に関して、医療安全課指導担当及び患者の声相談窓口が、電話・訪問にて請求者と相談対応した記録。 ②患者の声相談窓口では、患者の病院に対する意見や要望等について、1事案について1回に限り、病院に伝えることが出来ることにしており、その根拠と内容が記載されている資料。				1	1			1								①本請求の開示により、当該人物と患者の声相談窓口への相談の有無が明らかになってしまうことにより東京都情報公開条例第7条第2項に該当するため ②当該文書を作成及び保有していないため	保健医療局医療政策部医療安全課
43	R6. 6. 18	R6. 7. 2	懲罰委員会、公聴会開催の内規（但、独法の）					1											当該公文書は実施機関において作成及び保有しておらず、存在しないため。	保健医療局都立病院支援部法人調整課
44	R6. 7. 17	R6. 7. 31	旅費請求内訳書	3		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため。	保健医療局都立病院支援部法人調整課
45	R6. 7. 1	R6. 7. 9	第一種動物取扱業者登録台帳	1	1															保健医療局健康安全部動物愛護相談センター
46	R6. 7. 1	R6. 7. 9	令和6年7月2日時点において東京都が許可した、医薬品製造販売業者（第一種、第二種）及び再生医療等製品製造販売業者の法人名、住所及び許可番号	1	1															保健医療局健康安全部研究センター広域監視部薬事監視指導課
47	R6. 7. 1	R6. 7. 9	令和6年7月2日時点の東京都が許可した第一種医療機器製造販売業及び第二種医療機器製造販売業の法人名、住所、及び許可番号		1															保健医療局健康安全部研究センター広域監視部医療機器監視課
48	R6. 6. 7	R6. 7. 11	2023年11月23日から12月8日の間に犬猫を扱うブリーダーを対象に行った立入検査に関連する資料一式 ただし、以下4点の文書に限る。 ・国からの調査依頼 ・都から国への回答 ・東京都動物愛護センターから環境保健衛生課への調査結果回答 ・11月23日から12月8日に行った東京都動物愛護相談センターの監視記録	92		1					1	1	1		1				（第7条第2号） 個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （第7条第3号） 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （第7条第4号） 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため （第7条第6号） 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	保健医療局健康安全部環境保健衛生課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
49	R6. 5. 24	R6. 7. 12	〇〇錠【製造販売業者：●●株式会社、承認年月日：2022年10月24日承認番号：●●】に係る以下の文書 医薬品製造販売承認申請書 添付資料一覧 対比表	34		1					1	1	1						(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため (7条3号)製造方法、規格、製品の特性などを推測することができる情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による製造が容易となる等、当該法人の商品開発等の競争上の地位が損なわれると認められるため (7条4号)公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	健康安全部薬務課
50	R6. 5. 24	R6. 7. 12	〇〇錠【製造販売業者：●●株式会社、承認年月日：2022年10月24日承認番号：●●】に係る以下の文書 審査結果報告書					1											当該資料を作成していないため。	健康安全部薬務課
51	R6. 7. 17	R6. 7. 23	東京都内に存在する医薬品等(医薬部外品も含む。)の製造販売承認品目許可に関する以下の情報 地方委任医薬品等製造販売承認品目(医薬部外品も含む。)における製造販売業者名、販売名、承認番号、承認年月日、承認基準(薬効名)についての令和6年1月1日から令和6年6月30日までの期間に承認されたもの。	1	1															健康安全部薬務課
52	R6. 7. 17	R6. 7. 26	東京都において令和6年1月1日から令和6年6月30日までに新たに許可(登録)した以下の台帳 医療機器製造業登録台帳 医療機器製造販売業許可台帳(第一種、第二種、第三種) 医療機器修理業許可台帳 体外診断用医薬品製造業登録台帳 体外診断用医薬品製造販売業許可台帳 (項目：氏名、名称、所在地、許可(登録)年月日及び許可(登録)番号に限る。)	1	1															保健医療局健康安全研究センター広域監視部医療機器監視課
53	R6. 7. 17	R6. 7. 29	東京都内において、令和6年1月1日から同年6月30日までに東京都知事権限にて新たに許可(登録)した以下の台帳(許可(登録)年月日、許可(登録)番号、氏名、名称及び所在地に限る。) 1 医薬品製造業許可(登録)台帳 2 医薬品製造販売業許可台帳(第一種、第二種) 3 医薬部外品製造業許可(登録)台帳 4 医薬部外品製造販売業許可台帳 5 化粧品製造業許可(登録)台帳 6 化粧品製造販売業許可台帳 7 再生医療等製品製造販売業許可台帳	1	1															保健医療局健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課